0-9studio製品レンタルの取り扱いに関する約款

2020年4月1日　発行
2026年1月1日　最終更新

「0-9studio製品レンタルの取り扱いに関する約款」（以下『本約款』といいます）は、0-9studio（『乙』）が提供する製品（『乙製品』）をレンタルする利用者である個人、法人、等（『甲』）と、乙と、の間における乙製品レンタルの取り扱いに関する契約（以下『レンタル契約』）に適用される。ただし、甲と乙（『双方』）の間で、別に特別な契約がされたとき、該特別契約は本約款に優越して効力を有する。

甲は、レンタル契約の申込前までに本約款の内容を確認し、乙製品レンタルの申込みを行うとき本約款に承諾したものとする。

乙は、甲の了承を得ることなく本約款を変更することがあり、甲はこれを承諾するものとする。

個人情報の取り扱いについては、乙プライバシーポリシー（https://0-9.one/）に則り管理することとする。

第１条（本人確認）

甲は、レンタル契約するとき、その証明のために運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、社員証、等、顔写真付き本人確認書類を、乙に提示することとする。

第２条（利用環境）

乙製品を設置、使用、保管、等利用できる環境は、固定電話を有し、高温多湿、氷点下、潮風又は雨にさらされない環境であって、次の各号の環境とする。

学校
ホテル
結婚式場
レストラン
イベント会場
コンサートホール
ライブハウス
又は乙が許諾した環境

第３条（契約の成立）

レンタル契約の申込は、甲から乙への口頭又は書面の伝達によることとする。

レンタル契約の成立は、乙から甲への口頭又は書面の伝達によることとする。

レンタル契約の有効期間は、その締結の締結日から満了日までとし、保証金の返却を要する場合はその返金日までとする。

第４条（製品の受渡）

乙製品の受け渡し方法は、双方間における直接によるもの、又は乙が指定した方法によるものとする。

宅配等輸送手段を利用するとき、甲は、乙製品の梱包時に緩衝材を導入するなど乙製品保護に十分に配慮することとする。

第５条（レンタル期間）

レンタル期間は、乙製品の受け渡し日又は発送日から計算することとする（7日間のレンタル期間のとき、2025/4/1が受け渡し日なら2024/4/7が返却日）。

レンタル期間の延長は、その甲による申し出を、乙が承認した場合に可能とする。

第６条（レンタル料金）

乙製品レンタルにかかる費用等は、乙が別に提示することとする。

甲は、レンタル契約が成立したとき、乙製品レンタルにかかる費用を速やかに乙指定口座に送金することとし、その際の手数料は甲の負担とする。

乙製品の保証金の送金手数料は、甲指定口座が国内口座であるとき、乙が負担することとする。

第７条（契約のキャンセル）

レンタル契約成立の後に、甲の都合により該レンタル契約がキャンセルされるとき、甲はその旨を直ちに乙へ口頭又は書面により通知することとする。

甲は、キャンセル通知をした日から5営業日以内に、キャンセルにかかる費用を乙指定口座に送金することとし、その際の手数料は甲の負担とする。

レンタル契約のキャンセルにかかる費用は次の各号のとおりとする。

レンタル期間初日の8日前まで：なし

3日～7日前：全料金の金額の20%

2日：全料金の金額の30%

1日前：全料金の金額の50%

当日以降：全料金の金額の100%

第８条（乙製品の不具合対応）

レンタルされた乙製品に不具合が生じたとき、乙は乙製品レンタルにかかった費用等の返金又は代替品（同等機種）の提供をもって対応することとし、その際の手数料は乙の負担とする。

第９条（秘密保持）

甲及び乙は、乙製品レンタルに関し、相手方から開示された情報は、秘密情報として取扱い、第三者に開示又は漏洩してはならない。

但し、次の情報はこの限りではない。

⑴ 相手方から開示される前に公知であった情報

⑵ 相手方から開示される前に自ら所有していたことが書面により証明し得る情報

⑶ 開示を受けた後、善意の第三者によって公知とされた情報

⑷ 開示を受けた後、第三者から守秘義務を課せられることなく開示を受けた情報

⑸ 相手方から、開示について文書等による了解を得た情報

第１０条（制限事項・専有権維持条項）

甲は、乙製品および関連するソフトウェア、プログラム、スクリプト、ソースコード、バイナリコード、アルゴリズム、設定情報、技術文書、派生生成物およびその他の関連資材（以下『本技術』）について、乙が明示的に許可した方法および目的又は用途に限り利用できるものとします。

乙製品の目的又は用途は音声の制御であって、乙が専有権を有する日本国特許6503121号の特許公報及び関連特許の範囲（以下『権利範囲』）とし、該範囲外における利用（以下『目的外利用』）を禁じることとする。但し、次の各号は該目的外利用に該当する。

⑴ 乙製品のリバースエンジニアリング（分解または解析し、その仕組みや仕様、構成部品、技術や設計、等を明らかにすること）、閲覧、漏洩、転用、複写、公開、及び頒布のいずれか一つ。

⑵ 乙製品の質入、転貸、及び譲渡のいずれか一つ。

⑶ 乙製品の分解、修理、塗装、書込み、汚染、及び改造のいずれか一つ。

⑷ 乙製品を応用する新技術の研究及び開発のいずれか一つ。

甲による次の各号を禁じる。

⑴ 本技術の複製、転載、再配布、再販、貸与、共有、提供、転用、または商業的利用

(2) 本技術を基にした改良、派生物、解析、研究、製品開発、または競合技術の開発

(3) ソースコードの抽出、解析、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、データ解析、機械学習データとしての利用

(4) 第三者による利用を可能にするいかなる行為

利用者が本条に違反した場合、乙は利用許諾を直ちに解除し、違反行為による損害額（逸失利益、弁護士費用を含む）を請求できるものとする。

本条項は、上記権利範囲の専有権が維持されている限り、本契約終了後も有効に存続する。但し、著作権は放棄されない。

第１１条（研究開発）

甲及び乙は、上記研究及び開発のいずれか一つについて行おうとするときは、その取扱いについて別途協議のうえ定めるものとする。

第１２条（外国出願）

甲及び乙は、上記発明又は考案について外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて別途協議のうえ定めるものとする。

第１３条（契約解除）

甲がレンタル契約に違反したとき、乙は、口頭又は書面による違反の是正を催告することができ、催告後もその違反が是正されないときには、レンタル契約を直ちに解除することができることとする。

甲がレンタル契約に違反する恐れがあることが確認できた場合、又はレンタル期間中に強制執行、仮処分、仮差し押えなど、甲の信用状況が著しく変化したとき、乙は、直ちにレンタル契約を解除及び乙製品の回収を行えることとする。

第１４条（損害賠償）

甲は、甲の責めによりレンタル契約にかかる損害が生じたとき、該事件につき乙に賠償することとし、保証金はこれに充填することとする。

乙は、乙の責めにより甲の乙製品のレンタルが妨げられたとき、該事件につき甲に賠償することとし、賠償金額はレンタル料金の全部までとする。ただし、その際の手数料は乙の負担とする。

第１５条（紛争の解決）

本約款に定めのない事項、疑義が生じた場合、又はレンタル契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

双方間の紛争が生じたとき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

0-9studio
https://0-9.one/contact/
hi--at--0-9.one　（--at--　を　@　に入れ替えてください）

以　上